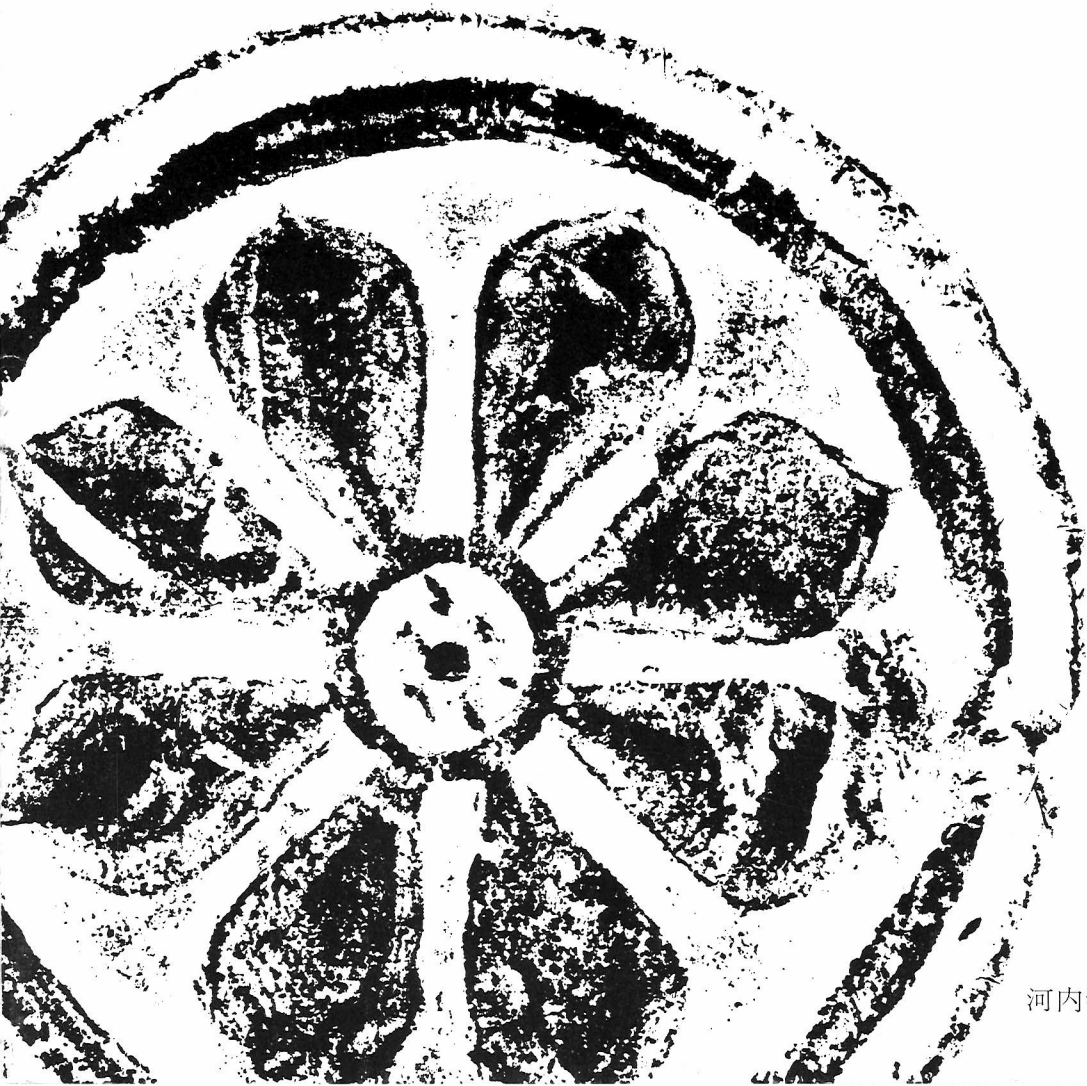


東大阪市河内町所在

河内寺跡

東大阪市埋蔵文化財包蔵地調査概報 Ⅱ 東大阪市教育委員会

1973. 3



河内寺跡出土端丸瓦

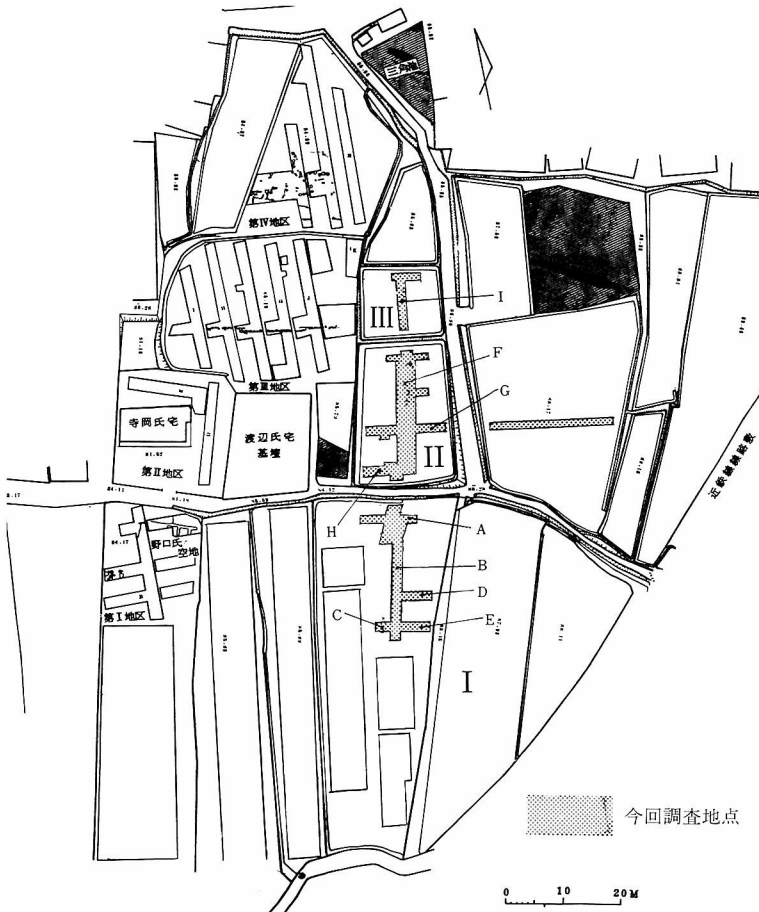
I. 調査の経過

河内寺跡は、東大阪市河内町に所在する古代寺院の遺跡である。

この寺跡をはじめて注意されたのは、故片岡英宗氏であり、大正13年刊行の『中河内郡廃寺』に紹介されている。

その位置は、近畿日本鉄道奈良線の瓢箪山駅と枚岡駅との中間、線路が大きくカーブして山沿いに北行するところの西側一帯である。付近一帯に「河内寺」と書いて「こんでら」とよむ字名がのこっている。現在ほとんど宅地となっているが、数年前までは水田であり、その中に河内町 443番地に当たる宅地だけは、まわりより1~2 m高く、これが建物の跡と伝えられ、古瓦の散布と共に寺院跡の存在を物語っていた。

昭和34~5年にかけて、木下密運氏（現在、元興寺極楽坊仏教民俗資料研究所員）によって続々と屋瓦資料が収集され、この寺跡が飛鳥時代後期に創立された古代寺院であり、鎌倉時代まで存続していたことが明らかになって来た。



第1図 調査区域

こうして遺跡の性格と重要さが判明して来る反面、付近の宅地化は急速に進み、遺跡の湮滅が憂慮される事態となって来たため、発掘調査によって遺跡の範囲と遺構の存在を確認する必要性を痛感していた。幸い、昭和42年、大阪府教育委員会によってとり上げられ、同年11月から12月にかけて、この寺跡としては初めての発掘調査が実施された。



第2図 昭和42年度調査建物跡

調査は、建物の土壇であったと伝えられている宅地を中心に、その周辺における遺構の存在を確認することに重点がおかれたが、過去の水田築成と開墾によって遺構はほとんど消滅し、わずかに土壇の北側の水田に、東西17.7m、中央部11.4mが南へ60cm張出した石列が検出された。これは建築基壇の南辺と考えられ、土壇を塔跡であったとすると、その北方に所在するこの遺構は金堂であることになり、塔・金堂を一行に並べた四天王寺式伽藍配置が想定されることになった。この時の調査は種々の事情があって全体の範囲確認を行なわないままに終了した。

その後、年月と共に宅地化はより一層進み、先の調査で未完であった南方部は、調査による記録保存も経ないまま住宅が構築し、かろうじてのこされている東方部についても一刻の猶予もない状態になって来た。

東大阪市教育委員会では、こうした状況からこの寺跡の再調査を行なう必要を感じていたが、幸い国庫及び府費による埋蔵文化財包蔵地緊急調査補助金の交付を受けることができ、昭和47年度文化財保護事業として実施した。

今次の調査は、東大阪市教育委員会の直営事業として、昭和48年1月から3月にかけて、先の大阪府教育委員会による調査の未着手であった東方部分について、遺構の存在確認に重点をおいた。その結果、東西二列に礎石の並ぶ回廊跡を検出することができ、従来考えられていた伽藍の規模をある程度推定できるようになったことは、大きい成果であったといえる。

調査の実施に当たっては、文化財調査嘱託 神崎 勝氏ほか多数の学生諸君の協力を得、大阪府文化財専門委員藤沢一夫先生のご指導を受けた。現地では、自由に調査することの同意を受けた土地所有者各位のほか、橋本 豊、南郷奈良雄両氏には湯茶の接待、資材の保管等について協力を得た。これらの方がたのご厚意に対し記して感謝の意を表する。

II. 遺跡の状態

A. 第1地区

第1地区は、推定塔跡基壇と考えられてきた渡辺氏敷地の東南に位置する約350㎡の敷地（河内町685）である。現状は水田で、敷地の北端に南北巾2m、長さ14mのトレンチ(A)を設定し、遺構の状況を調査した。この結果、昭和42年度の各調査地点とは異り、地下1.0mの深さに20~30cm大の自然石を敷いた石敷とその東側に礎石1を検出した。このため、石敷の方向等を考慮して、幅1.5、長さ28mの南北トレンチ(B)を設け、礎石の性格を追求したところ、トレンチの南端に至るまでの間に、7石の礎石が良好に残り、ぬけ跡と合せて9間以上の建物跡の存在が予想された。礎石は、ほぼ0.8~1.0m大の自然石を使用しており、西側に石材の直線的な面を合せすえている。礎



第3図 礎石検出状況

石はトレンチ南端まで続き、南側の宅地へと延びている。南端の礎石間には、礎石中心線より東半部のみ5~10cm大の石を雑然と敷かれている状態が見られた。また、昭和42年度の推定金堂跡の位置等から考えて東回廊跡礎石列の内、西側礎石列であることが考えられた。

これを裏付けるために、南北トレンチの東西に3ヵ所の東西

第4図 礎石検出状況 南より

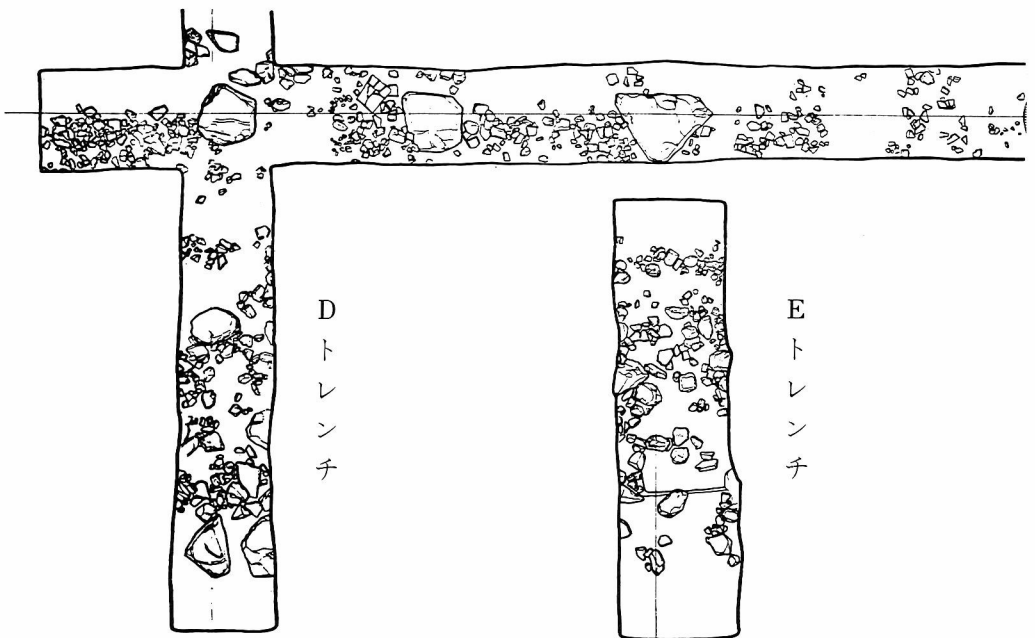
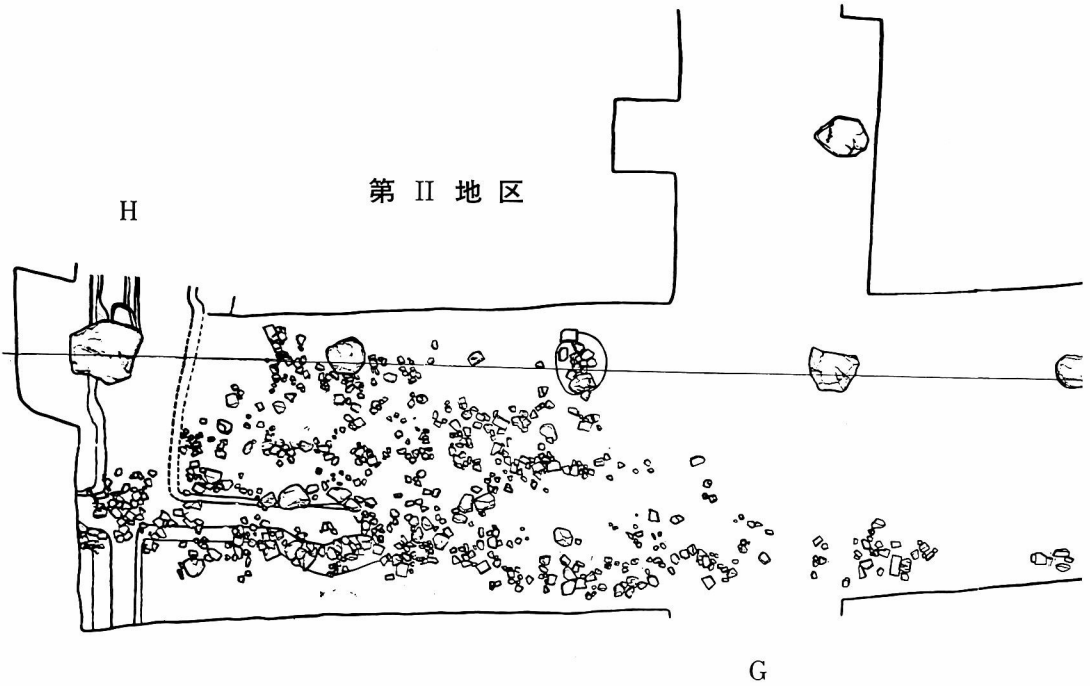
トレンチ(C・D・E)を設定し、礎石の幅・回廊幅の検出に努めたが、予想通り礎石列の東側に2ヵ所、礎石を移動した状態で検出した。

これによると、回廊礎石間の長さ・幅とも2.95m前後を測ることが知られたが、北端部で検出した石敷以外の雨落ち等の附属設備は検出できなかった。

また、D・Eトレンチ東端で石垣の基底部と考えられる部分があり、現在、東側の水田との比高が約1.2mあることなどからして北側の第2地区との間の小川付近まで石垣を造成し、東端部を処理していたと思われる。

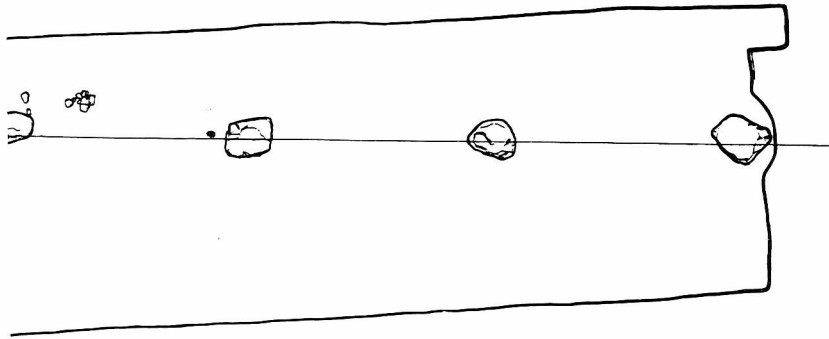


第5図 Dトレンチ東端石組

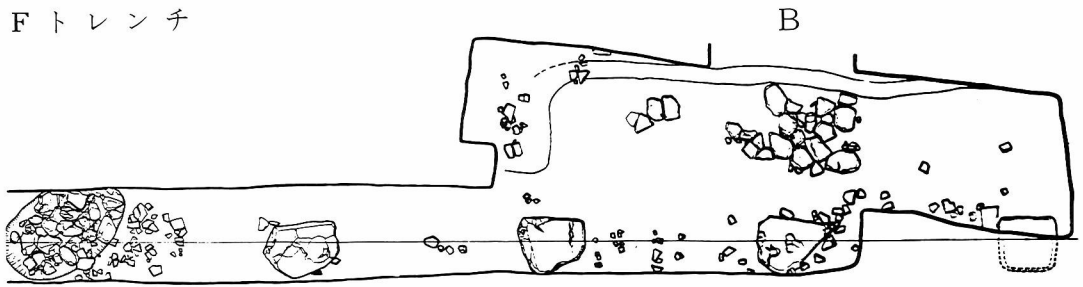


第 III 地区

I トレンチ



F トレンチ



B トレンチ

0 5 m



第 I 地区

第 6 図 遺構実測図

B. 第2・3地区

第7図 南端溝

第2地区は第1地区の北に接する敷地（河内町 435番地）で、推定塔跡基壇と考えられてきた渡辺氏宅の東側水田に当たる。第1地区よりも約80cm低い。第3地区は、さらに北側の168㎡を測る水田（河内町 436番地）で、第2地区とは約40cmの差があり、推定金堂跡基壇の検出された敷地（441番地）の東側に当たる。

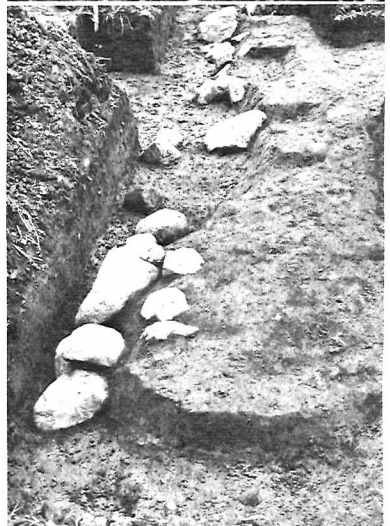
第2地区では、幅4m、南北25mの南北トレンチ(F)を敷地中央に設定し、回廊を追求したが、この間、寺院廃絶後の周辺を水田化するために行った小石敷（瓦を含む）遺構をトレンチ東半部に検出し、一部において石垣状遺構や溝状遺構を検出した。これに伴って寛永通宝(2)・陶器片等が出土し、これらは江戸時代の造作であることが知られた。

さて、回廊跡の礎石列はさらに北へ続き、第2地区で計8石の礎石列をトレンチ中央で南北に検出した。

礎石は南端の1石（第1地区と同大）を除いて小型となり、約70cm大の比較的小型のものを使用し、全体として第1地区より北へ傾斜下向している。礎石中心線は、第1地区回廊西側礎石列と一線をなしているが、トレンチ東端部は、比較的多くの瓦を含む黒色粘土部が続き、東礎石列は検出し得なかった。

このことは、敷地東側を南北に通じる農道に沿って巾の広い谷川状の部分が存在していたものと考えられ、東側水田（河内町 434）の下部は礫層が続き、その中より寺院建立以前の土器群の出土を見ている。（第10図、1～5、7～10）

このため、Fトレンチに直交して巾2mのG・Hトレンチ及び坪掘りにより西側礎石列を追求した。この結果Hトレンチのみ礎石1を確認し、東回廊は第2地区南端すなわち推定塔跡基壇南端近くの東側で西へ3m折れ、再び北へ続いてい



第8図 東端小石敷

第9図 北端石組



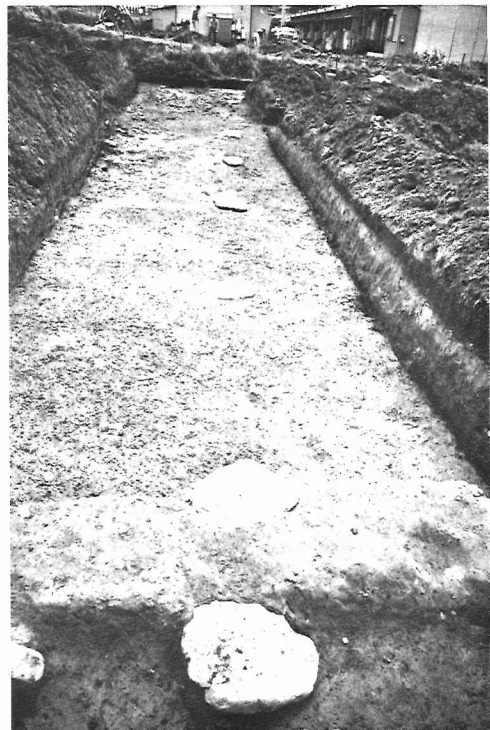
第10図 礎石検出状況

第11図 同上 北より

ることが考えられた。東西礎石巾は2.95 mを測り、その長さに等しいが、雨落ち等は検出出来ず、Fトレンチ南端近くの東礎石列より約1.7 m離れた位置に10~20cm大の石を一部混えた小石列が平行にあり、回廊の東端らしい状態をわずかに残していた。これによれば、回廊巾は約6.4 mを測ることも予想される。

回廊礎石列の南北主軸は、磁北より東へ $10^{\circ}10'$ ふっており、推定金堂基壇石列東西線にほぼ直交することになる。

第3地区では南北に幅2 m、長さ12 mのIトレンチを設定した。この結果、礎石はトレンチ南端の1石で終り、北半東端部はFトレンチ同様、暗灰色粘土部となり、しかも、礎石より約1.7 m離れて東西に小石列を検出し、回廊の北端部らしい状態を示した。これによって東回廊は、ここで東へ折れ、推定金堂跡基壇の東端に接続することになった。また、推定金堂跡は、四天王寺式伽藍配置にのる講堂であることが考えられた。



III. 出土遺物

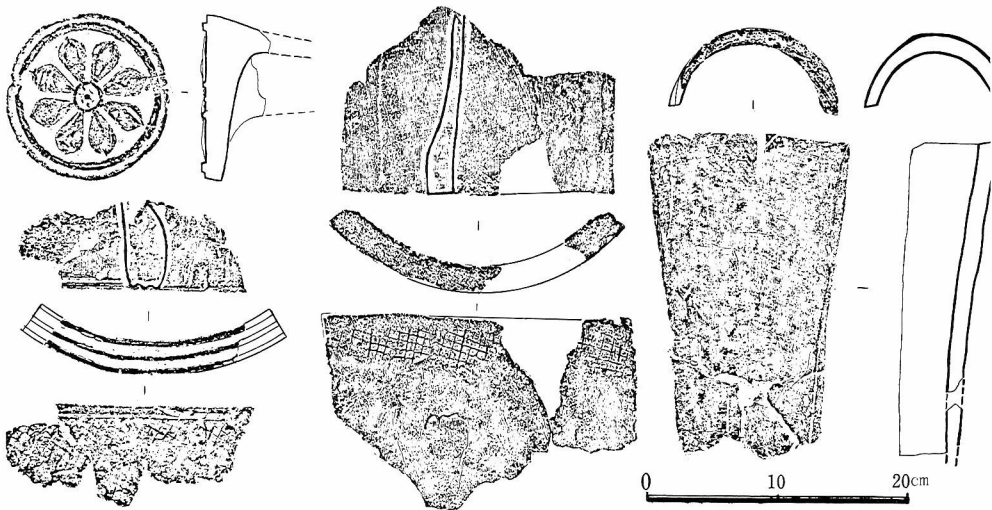
今回の発掘調査において出土した遺物としては、多数の屋瓦片と若干の土器がある。本寺跡から出土している屋瓦は、従来端丸瓦6種、端丸瓦7種が知られている。これらの資料を整理すると、

端瓦第I形式	飛鳥時代後期
" 第II形式	同
" 第III形式	奈良時代
" 第IV形式	平安時代前期
" 第V形式	平安時代後期
" 第VI形式	鎌倉時代

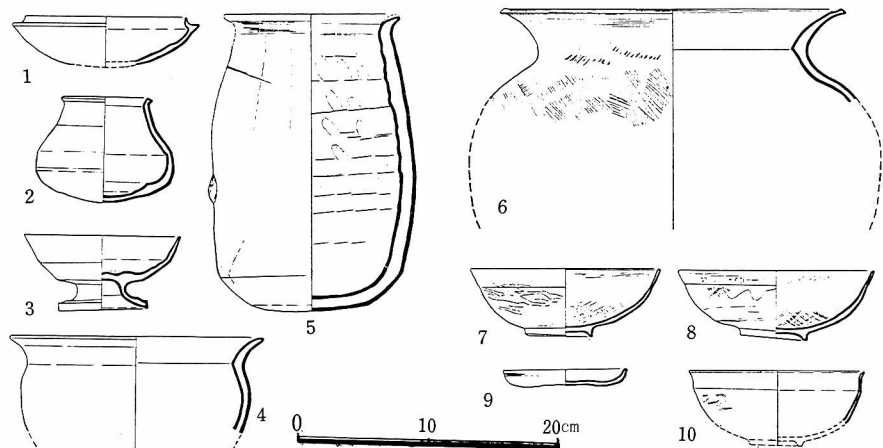
となり、これによって、この寺の創建が飛鳥時代後期初頭にあり、以降鎌倉時代まで存続したことを物語っている。今回の調査において、とくに加えるべき資料は出土しなかったが、ただ一つ飾板面が無文の端平瓦が出土した。瓦当の厚み4cmの通有の平瓦の下面に粘土を貼りつけて厚さとふくらみを持たせている点から、端平瓦として使用されたものと考えられる。この端平瓦の胎土・器質は、この寺の創建時に製作されたと思われる第I形式の端平瓦と共通し、一組として創建伽藍の屋蓋を飾ったものと考えられる。また本寺跡では、三重弧文の端平瓦が従来から知られ、今回も出土したが、この瓦も無文の端平瓦と同質であり、同じ時に製作・使用されたと考えて誤りなさそうである。

ところで、この第I形式の端丸瓦は、従来の出土例では、中央に蓮子1個だけ入れたものを見ていたが、これは型くずれであり、今回出土した完形の1枚を見ると、まわりに形は小さいが6個の蓮子を入れていることがわかった。この端丸瓦の文様の特色は、先端の尖った八葉の素弁蓮華文を配し、一重の太い圈線をめぐらしている点であり、高句麗古瓦の要素をもつものである。この河内寺は、百濟系の渡来人河内連一族が建立した氏寺と考えられるが、他の文物にも見られる通り、高句麗の文化が百濟を経由してわが国にもたらされたことを物語る資料である。

この端瓦第I形式の各瓦は、その胎土の中に黒雲母・金雲母がふくまれ、花崗岩・



第12図 各種瓦 (第3地区出土)



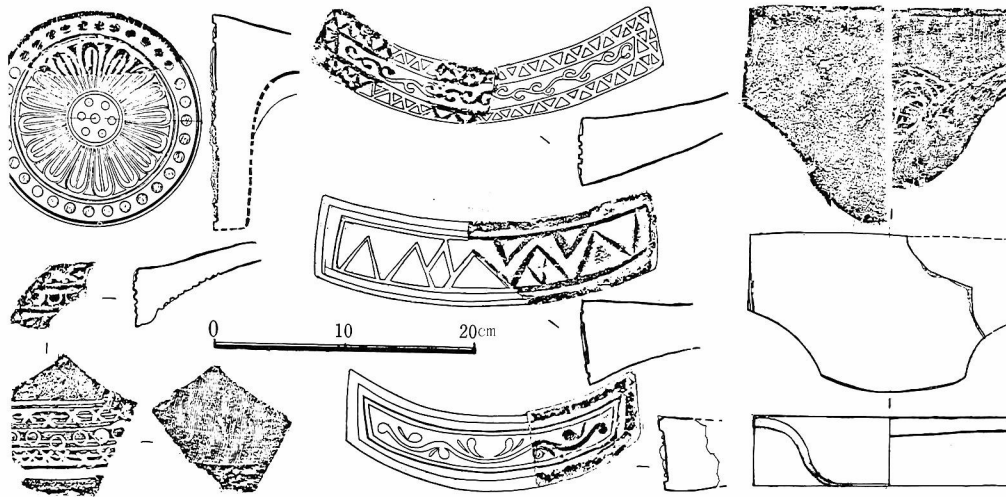
第13図 土器類実測図

閃緑岩など在地の土をもって焼成していることが知られる。この胎土は、この地域では縄文式土器以来の伝統をうけついでたものであり、このことは、とりもなおさず創建時の伽藍に使用された屋瓦が在地で製作されたことを暗示している。これに対して第II形式以降の各瓦は胎土から見て在地で焼成されたものではなく、他の寺院または官衙所用の瓦窯から供給されたものであろう。第II形式の端丸瓦は摂津太田廃寺（茨木市太田）に同じく第II形式の端平瓦は大和藤原宮跡や本薬師寺跡にそれぞれ同范の瓦が出土しており、これらの瓦窯からの供給が考えられる。

なお、今回の調査では、古い時期のものとしてはめずらしい面戸瓦が出土した。幅13.5cm、長さ26cmをはかるものである。

本寺跡での土器類の出土は少ないが、今回、回廊跡の遺構面で土師器の甕の口部片（第13図）、および瓦器碗が出土した。7・8は中世に盛用された通有のものであるが、10は黒色土器に近い特色をもっている。9は乳褐色を呈する土師質の燈明皿である。なお回廊跡の東側、河内町434番地の山中貞次郎氏所有地で養魚池造成のために地面の掘削が行なわれ、多数の土器片が出土した。1～5はその一部であるが、土師器・須恵器が主で6世紀ごろのものであり、この河内寺創建以前に、何らかの遺跡乃至遺構が存在したものと考えられる。

第14図 各種瓦（第1～3地区）



IV. ま と め

今回の発掘調査は、この寺跡としてわずかにのこされている部分のうち、昭和42年度の大阪府教育委員会が行なった調査において、手がつけられていなかった伽藍東方部での遺構の確認に重点をおいて実施した。

その成果として、発掘調査を行なった河内町685・435・463の地籍の水田にまたがって、南北に延びる回廊跡を検出したことが挙げられる。発掘した範囲においては、この回廊跡は南北57.7mに及び、その間に礎石の抜きあと、未確認の礎石を含めて20個の礎石を検出した。その柱間は各々2.95m前後であり、おそらく10尺等間の柱間であったと考えられる。この回廊の幅は、全体を発掘していないが、1カ所における所見では、その柱間が2.95mをはかり、すべてが10尺等間の単廊であったと考えて誤ないであろう。礎石は在地産の閃緑岩が使用されており、表面は平らに整形されている。なお、回廊の両側における犬走り乃至雨落溝等の遺構はすでに失われているようで、いずれの個所においても検出することができなかった。

さて、この回廊は、西に折れる北端の部分を検出し、それを延長すると昭和42年に検出されている建築遺構の南縁に取り付くことが判明した。残念ながら、南半部はすでに宅地となっているため、東側回廊の南北の長さは不明であるが、この回廊跡の検出によって、従来考えられていた伽藍配置は、若干修正する必要があることになった。

すなわち、昭和42年度の発掘調査によって検出されている建築遺構の基壇を金堂跡とすると、回廊跡はそれにとりつくことになり、四天王寺式の伽藍配置ではなくなり、屋瓦の示す年代と合わない。従ってあくまでも四天王寺式であるとする、この建築遺構を講堂跡とし、古くから塔跡の土壇と考えられて来た渡辺氏宅の一段高いところを金堂跡とする方が妥当となって来る。そして、塔跡ならびに中門跡はその南側に並んで存在することになり、回廊跡も南につづくことが予想されるが、すでに空地化した今日においては調査をすることができなくなってしまった。

なお回廊は、検出した部分のほぼ中央で一つの柱間をずらして北に延びることが判明した。この部分までの礎石は比較的大きく、ここから北の部分の礎石は若干小さいことから、この二つの部分の回廊に時期差のあることが推定される。このずれる部分を西に延ばすと、金堂跡と考えられる土壇の南縁に取り付くことになり、この事実から、この河内寺の伽藍配置は、はじめ中門と金堂を取りまいていた回廊の外に講堂があったが、やや時期を後にして柱間一つをずらした回廊が北に延び、西へ折れて講堂の南縁に取り付くようにしたという想定が成り立つ。この状態は、法隆寺西院伽藍における所見と相似たところがあり、また伽藍配置は、金堂は一つであるというちがいはあるが、大和川原寺のそれが想起される。従って河内寺の創建時における伽藍配置は四天王寺式ではなく、本寺独特の形式をもつものと考えた方が良さそうであり、伽藍配置は遺構を発掘しないで推定することは危険であることを裏書きしている。

それはともかく、これらの配置から、本寺の伽藍は、その中心線から東回廊その東側の石列までの距離は27mをはかることになり、これを基準として東西の幅員54m、当時の唐尺に換算して180尺の数値が得られる。また南北の長さは唐尺240尺を考えるのが妥当であろう。

全国各地に数多くのこされている古代寺院の遺跡において、主要堂塔の遺構の検出例は多いが、回廊跡の検出例は稀有である。本寺跡においては、東側に限られているとはいえ、57.7mに及ぶ回廊跡がほぼ完全に遺存していることは重要であり、講堂跡と考えられる基壇の石列と共に保存の措置を講ずる必要が今後の課題となって来た。

ところで、大化の改新によって全国に施行された条里制は、当時すなわち河内国河内郡においては、

四条・五条の地名をはじめ、現在の東大阪市池島町に整然とのかす区画や1～36の坪が字名として遺存している。

古代寺院の四至ならびに寺地は、この条里制施行後においては、条里の地割の上に占地していることが明らかにされている。当河内寺の所在地は河内郡五条に当たり、『石清水文書』の中におさめられている延久4年(1072)の「太政官符」の記載によって、この寺跡をふくむ地域が“山田里”と呼称されていたことがわかる。この条里の区画に河内寺の伽藍を当てはめると、伽藍の中心線は7～12坪まで並ぶ区画の中央に引かれていることがわかり、南北240尺の伽藍は9ノ坪と10ノ坪にまたがり、南大門が10ノ坪と11ノ坪の境界線上になり、講堂の南縁が9ノ坪と10ノ坪との境界線上にくることが判明する。従って河内寺の寺地は9ノ坪の半分と10ノ坪全体とを合わせて1町半の土地を占めていたことが明らかである。

この河内寺は、河内国河内郡に存在した古代寺院である。その名の示すように郡名を負う寺院であり、河内郡大領によって建立されたと考えられることは、すでに知られている通りである。またこの寺の所在地が、『倭名類聚抄』に見える河内郡大宅(おおやけ)郷に当たり、大宅は郡衙を指すものであるとしたら、河内郡衙の所在を物語り、この河内寺が河内郡大領の氏寺として、郡衙に隣接して存在していたことが考えられる。

ところで河内郡の大領を任じた氏族は、『統日本紀』神護景雲3年(769)条や昌泰年間(899～900)の河内郡地売券によって河内連であったことが明らかであり、天武天皇10年(682)の賜姓までは河内直であった。この河内連の出自は『新撰姓氏録』河内国諸蕃に「河内連、出自百濟国都慕王男陰太貴首王也」とあることによって百濟系の渡来氏族であることが知られる。

この河内寺は、建立者が明らかであり、河内の古代史ひいては古代の日鮮関係を物語る遺跡としても重要な記念物なのである。

第15図 河内寺跡伽藍 推定復原図

